

# 小作争議調査表

No. 5

(昭和八年二月分)

財團 協同會 福岡出張所

場 所	大字田市十進用	終 熄	昭和八年一月十七日
	地 主 三池鐵業所 所有地 小作人 山田金六	關 係 地 種 類 面 積 田 二反七畝十三步	昭和八年二月十九日
地 主 關 係 團 體	十	小作人 關 係 團 體	日農九州同盟會 大字田支部
原 因	小作地も大字田市第八校敷地として客附せられたる為、小作料を要求すべし、福岡地方裁判所へ訴ふ支那と油停申請をせり	結 果	一、小作料を金廿九日七十五元と給 二、作物は向う十日間と取降と奉 三、小作人は大字田市第八小学校小 使として使用する云々
要 求 事 項	併り、一四五丁、 計廿二百三十四丁、 の小作料要求	經 過	三月十九日、三回、各負合を以、 僅、油停利率、小作人、 関係代表、油停率、出、席、 下、前、倉、世、小作人の、結、核、 敷、化、した、為、日、農、九、盟、福、岡、 支、部、の、七、人、の、敷、化、せ、い、上、に、 合、介、成、要、求、と、し、且、場、に、 三、池、鐵、業、所、有、地、と、市、に、寄、 附、し、た、と、し、是、を、以、て、油、停、を、申、 請、せ、り、 決、り、 一、二、回、各、負、合、開、催、せ、り、 三、月、十九、日、

日報番号 四号

備考
